

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○昭和四十七年宮城県告示第二百六十号（農業振興地域の指定）の一部改正	一
正	
○県営土地改良事業換地計画の変更に係る部分の縦覧	（農村整備課） 三
○保安林の指定の解除	（森林整備課） 三
○保安林の指定の予定（二件）	（同） 三
○保安林の指定実施要件の変更の予定	（同） 四
○海岸保全区域の変更	（水産業基盤整備課） 四
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	（同） 四
○県道の路線廃止	（道路課） 五
○道路の区域変更（三件）	（同） 五
○道路の供用開始（二件）	（同） 六
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（防災砂防課） 六
○土砂災害警戒区域の指定	（同） 一
○都市計画変更の図書の写しの縦覧（三件）	（都市計画課） 二
○都市計画事業の事業計画変更の認可（三件）	（下水道課） 二
○建築士免許の取消し	（建築宅地課） 一三
○平成二十九年度における地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格	（契約課） 一五
○県営土地改良事業計画の変更（二件）	（農村振興課） 一五

### 公 告

選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

○宮城県公報第二六五四号（平成二十七年五月一日付け）中

## 告 示

○宮城県告示第二百九十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、昭和四十七年宮城県告示第二百六十号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月二十八日から施行する。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

丸森町に係る農業振興地域に次の平面図の斜線部分の区域を加える。



○宮城県告示第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第五項の規定により県営土地改良事業真野大谷地地区の換地計画を変更したので、同項において準用する同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第五項において準用する同条第四項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の変更に係る部分の写し

二 縦覧期間

平成二十九年三月二十九日から平成二十九年四月二十六日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

○宮城県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町戸倉字沖田六五の一
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

○宮城県告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林子定森林の所在場所  
東松島市大塚字長石二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林子定森林の所在場所  
大崎市岩出山字保土沢一二三の五、一二四の一
- 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）、巨理郡巨理町（次の図に示す部分に限る。）、山元町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

仙台市（次の図に示す部分に限る。）、巨理郡巨理町（次の図に示す部分に限る。）、山元町

(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに仙台市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百九十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十三年宮城県告示第四百五十五号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称		指定区域
沿岸名	漁港名	
三陸南沿	川原漁港	次に掲げるイ点からヲ点までを順次結んだ直線及びイ点とヲ点を結んだ直線により囲まれた区域 イ点 気仙沼市最知川原三番五に設置した標柱の点 ロ点 基点Aから一六〇度一四三メートルの地点 ハ点 基点Aから一九二度三五四メートルの地点 ニ点 基点Aから一七二度五〇メートルの地点 ホ点 基点Aから一七〇度二七五メートルの地点 ヘ点 基点Aから一五〇度二七五メートルの地点 ト点 基点Aから一八八度七二メートルの地点 チ点 基点Aから二〇八度七二メートルの地点 リ点 基点Aから二一七度八五メートルの地点 ヌ点 基点Aから二二五度三三メートルの地点 ル点 基点Aから二二二度三〇メートルの地点
川原漁港	海岸	
川原地区	海岸	

○宮城県告示第二百九十九号  
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。  
平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



気仙沼市松崎片浜三番地先から  
同市松崎中瀬七〇番地先まで

後 A	B	面に表示する敷地の区分をいう。
一一・四〇 四五・〇	一四・八〇 一八・七〇 三三五・〇	

○宮城県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	中田栗駒線	栗原市栗駒里谷白山無番地先から 同市栗駒岩ヶ崎神南無番地先まで	平成二十九年 三月二十九日

○宮城県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市松崎中瀬二四六番地先から 同市松崎中瀬九五番地先まで	平成二十九年 四月一日

○宮城県告示第三百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
鳥屋場沢	土石流	角田市高倉字鳥屋場（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
呉服屋沢	土石流	角田市高倉字呉服屋（次の図のとおり）		災砂防課及び宮
内牧	急傾斜地の崩壊	角田市稲置字内牧（次の図のとおり）		城大河原土木
1 阿弥陀入の	急傾斜地の崩壊	角田市岡字阿弥陀入（次の図のとおり）		事務所
2 阿弥陀入の	急傾斜地の崩壊	角田市岡字天ヶ迫（次の図のとおり）		
梶内	急傾斜地の崩壊	角田市藤田字梶内（次の図のとおり）		
打越	急傾斜地の崩壊	角田市高倉字打越（次の図のとおり）		
西北姥ヶ懐	土石流	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐（次の図のとおり）		
北姥ヶ懐沢	土石流	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐（次の図のとおり）		
日照田	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町大字小泉字日照田（次の図のとおり）		
日照田の2	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町大字小泉字日照田（次の図のとおり）		
3 北姥ヶ懐の	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐（次の図のとおり）		
牛石	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町大字小泉字牛石、字寒風沢、字日照田（次の図のとおり）		
天沼	急傾斜地の崩壊	柴田郡村田町大字小泉字天沼、字道端（次の図のとおり）		
沢田沢1	土石流	伊具郡丸森町字大川口（次の図のとおり）		
沢田沢2	土石流	伊具郡丸森町字大川口（次の図のとおり）		
横町沢3	土石流	伊具郡丸森町字町西（次の図のとおり）		

八幡の3	滝の瀬の1	八幡六丁目の6	八幡六丁目の5	八幡六丁目の4	八幡六丁目の3	八幡六丁目の2	八幡六丁目の1	八幡七丁目	二十一人町の2	支倉町	獅籠沢	野尻沢2	玉貫	うるし原	田町南	高畑	下滝の2	百百石沢	本町沢1・2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流
仙台市青葉区八幡六丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字滝の瀬(次の図のとおり)	仙台市青葉区八幡六丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区八幡六丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区八幡六丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区八幡六丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区八幡六丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区八幡六丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区荒巻字石山(次の図のとおり)	仙台市青葉区川内三十人町、川内亀岡北裏丁(次の図のとおり)	仙台市青葉区支倉町(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉矢籠山(次の図のとおり)	仙台市青葉区新川野尻、北野尻(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字玉貫(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字榛原(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字田町南(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字高畑(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字田町北(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字田町南(次の図のとおり)	伊具郡丸森町字玉貫(次の図のとおり)
												次の図のとおり							
												宮城県土木部防犯課及び宮城支庁土木事務所							

上原沢2	上原沢1	上原川	愛宕山中の沢	石坂沢	中沖南の沢	成沢	日ノ沢1・2	日ノ沢1	北ノ上の沢	北ノ下の沢1	上前の沢	東仙台の3	東仙台の2	苗代沢	矢籠山の2	矢籠山の1	平沢の2	国見五丁目の1	八幡
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
仙台市太白区秋保町湯元上原(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町湯元上原(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町湯元上原(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼愛宕山中(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼中沖山(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼南山、南、中沖山(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼南山(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼南山(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼南山(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼大八上(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼北ノ下(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼上前(次の図のとおり)	仙台市宮城野区東仙台六丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区東仙台六丁目(次の図のとおり)	仙台市宮城野区燕沢二丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字矢籠山(次の図のとおり)	仙台市青葉区大倉字矢籠山(次の図のとおり)	仙台市青葉区芋沢字平沢(次の図のとおり)	仙台市青葉区国見五丁目(次の図のとおり)	仙台市青葉区八幡七丁目(次の図のとおり)

宿ノ入	八木山香澄 町の2	向山一丁目 の3	向山一丁目 の2	向山一丁目 の1	八木山香澄 町の1	越路の2	2 鹿野本町の	土手内の2	上町の2	松場沢	石ヶ森の沢	中の沢	釜土西沢	寺田の沢1	寺田の沢2 1 2	寺田の沢2 1 1	除沢2	除沢1	中谷沢1 2	中谷沢1 1
急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
仙台市太白区山田北前町（次の図のとおり）	仙台市太白区向山一丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区向山一丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区向山一丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区八木山香澄町、向山二丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区越路、向山四丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区緑ヶ丘三丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区三神峯一丁目、西多賀一丁目、土手内二丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区茂庭中谷地山（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場北山西（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字釜土西（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町馬場中、大轂、北山西（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字釜土西（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元寺田（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元上原（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元上原（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元除（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元上原（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元中谷（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元中谷（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元中谷（次の図のとおり）

大八上	根浜中	館前西の2	館前西の1	坪沼南	坪沼板橋	袖原	上前	長田中	2 八木山南の	向山の1	湯元畑	向山一丁目 の5	向山二丁目 の3	湯元	松波町の2	葉師西	湯向の2	湯向の1	千本杉の1	
急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	急傾斜地 の崩壊	
仙台市太白区坪沼大八上、坪沼北ノ中（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼根浜中（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼館前西、坪沼愛宕山中（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼館前西、愛宕山中（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼南、坪沼南山（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼板橋（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼上前、坪沼坪毛入（次の図のとおり）	仙台市太白区坪沼長田中、字長田北（次の図のとおり）	仙台市太白区向山四丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区八木山南三丁目、五丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字畑（次の図のとおり）	仙台市太白区向山一丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区向山二丁目（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字除（次の図のとおり）	仙台市太白区八木山松波町（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字葉師（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字湯向（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字湯向（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字湯向（次の図のとおり）	仙台市太白区秋保町湯元字湯向（次の図のとおり）	仙台市太白区鉤取本町二丁目（次の図のとおり）

ゆりが丘	野田山	5名取ヶ丘の崩壊	4名取ヶ丘の崩壊	北南沢2	北南沢1	西南沢	鶴ヶ丘四丁目	天神沢の2	北長坂沢4	北長坂沢3	北長坂沢2	北長坂沢1	水無沢	蒜但木沢	上原の2	上原の1	除	湯元上原	北ノ上
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
名取市ゆりが丘二丁目、ゆりが丘五丁目(次の図のとおり)	名取市愛島塩手野田山(次の図のとおり)	名取市名取が丘五丁目、愛島小豆島字山ノ前(次の図のとおり)	名取市名取が丘五丁目、名取が丘六丁目、愛島小豆島字山ノ前、字清水坂(次の図のとおり)	名取市愛島笠島字北南沢(次の図のとおり)	名取市愛島笠島字北南沢(次の図のとおり)	名取市愛島笠島字西南沢(次の図のとおり)	仙台市泉区鶴ヶ丘四丁目(次の図のとおり)	仙台市泉区山の寺二丁目(次の図のとおり)	仙台市泉区福岡字北長坂(次の図のとおり)	仙台市泉区福岡字北長坂(次の図のとおり)	仙台市泉区福岡字北長坂(次の図のとおり)	仙台市泉区福岡北長坂、照岡(次の図のとおり)	仙台市泉区福岡蒜但木(次の図のとおり)	仙台市泉区福岡蒜但木(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町湯元字上原(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町湯元字上原(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町湯元字除(次の図のとおり)	仙台市太白区秋保町湯元字上原(次の図のとおり)	仙台市太白区坪沼北ノ上、坪沼大八上(次の図のとおり)

新山沢2	新山沢	涌沢	南柳沢	宮前沢2	宮前沢	荒沢	富ヶ丘一丁目	南長谷の2	根方沢	ゆりが丘の1	棟沢	北南沢の4	北南沢の3	北南沢の2	北南沢の1	西南沢の2	西南沢の1	片平山	植松二丁目
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
亘理郡山元町山寺(次の図のとおり)	亘理郡山元町山寺(次の図のとおり)	亘理郡山元町山寺字入山(次の図のとおり)	亘理郡山元町小平字南柳沢(次の図のとおり)	亘理郡亘理町逢隈鹿島字宮前(次の図のとおり)	亘理郡亘理町逢隈鹿島字宮前(次の図のとおり)	亘理郡亘理町字愛宕前(次の図のとおり)	富谷市富ヶ丘二丁目(次の図のとおり)	岩沼市南長谷字柳(次の図のとおり)	岩沼市南長谷字柳(次の図のとおり)	名取市ゆりが丘一丁目、ゆりが丘五丁目、高館熊野堂(次の図のとおり)	名取市高館熊野堂棟沢(次の図のとおり)	名取市愛島笠島字東南沢(次の図のとおり)	名取市愛島笠島字北南沢(次の図のとおり)	名取市愛島笠島字北南沢(次の図のとおり)	名取市愛島笠島字北南沢(次の図のとおり)	北南沢(次の図のとおり)	名取市愛島笠島字西南沢、愛島笠島字(次の図のとおり)	名取市愛島小豆島片平山(次の図のとおり)	名取市植松二丁目、愛島小豆島片平山(次の図のとおり)

根岸前	天王寺の1	二の構の1	天王沢	川井沢1・2	川井沢1	瀬戸原	中峯	八志田	旗坂沢	中川原北沢	上嘉太神南沢	沢渡南沢2	沢渡南沢1	玉ヶ池東沢	榑田沢2	榑田沢	日向沢	日向沢2	谷原沢	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
大崎市岩出山池月字上宮根岸前(次の図のとおり)	大崎市岩出山下一栗字方岸浦(次の図のとおり)	大崎市岩出山字二ノ構(次の図のとおり)	大崎市三本木字天王沢(次の図のとおり)	大崎市三本木伊場野字川井山(次の図のとおり)	大崎市三本木伊場野字川井山(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字瀬戸原、字山沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字中峯、字上童子沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字山下(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田旗坂(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田中川原北(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田上嘉太神南(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田沢渡南(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田沢渡南(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田玉ヶ池東(次の図のとおり)	巨理郡山元町鷺足字榑田(次の図のとおり)	巨理郡山元町山寺(次の図のとおり)	巨理郡山元町山寺(次の図のとおり)	巨理郡山元町山下(次の図のとおり)	巨理郡山元町山寺(次の図のとおり)	巨理郡山元町山寺(次の図のとおり)
						次の図のとおり														
						宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県北部土木事 務所														

小分木の8	亀岡	大嶺	上追分沢	下追分沢	新山	下町	日向町	不動沢	柳沢1	早坂東	若林	平沢の1	高根	若林の沢	星沼	川井山	新屋敷の1	車湯	町下	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東松島市大塩字尻貝(次の図のとおり)	東松島市野蒜字亀岡(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字大峯、齊の神、国有林(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字大峯(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字大峯(次の図のとおり)	遠田郡涌谷町猪岡短台字短台、新山二(次の図のとおり)	遠田郡涌谷町涌谷字下町(次の図のとおり)	遠田郡涌谷町涌谷字日向町(次の図のとおり)	遠田郡涌谷町吉住字西山(次の図のとおり)	加美郡加美町柳沢字寺沢(次の図のとおり)	加美郡色麻町平沢字早坂西(次の図のとおり)	加美郡色麻町高根字若林(次の図のとおり)	加美郡色麻町平沢字山下(次の図のとおり)	加美郡色麻町高根字前田、宮田上、宮田下(次の図のとおり)	加美郡色麻町高根字若林内(次の図のとおり)	大崎市鳴子温泉字星沼(次の図のとおり)	大崎市三本木伊場野字川井山(次の図のとおり)	大崎市鳴子温泉字新屋敷(次の図のとおり)	大崎市鳴子温泉字車湯(次の図のとおり)	大崎市鳴子温泉字町、町下、町西(次の図のとおり)	
						次の図のとおり														
						宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所														

大島の5	急傾斜地の崩壊	東松島市大塩字大島（次の図のとおり）
樋口	急傾斜地の崩壊	東松島市大塩字樋口（次の図のとおり）
舞台塚の3	急傾斜地の崩壊	東松島市西福田字鱗（次の図のとおり）
大日向	急傾斜地の崩壊	東松島市西福田字大日向（次の図のとおり）
大栗	急傾斜地の崩壊	東松島市浅井字大栗（次の図のとおり）
小分木	急傾斜地の崩壊	東松島市大塩字小分木（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
内牧	地すべり	角田市稲置字大石、高倉字新町（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所
日照田沢	土石流	柴田郡村田町大字小泉字日照田（次の図のとおり）	
本町沢1	土石流	伊具郡丸森町字菱川内（次の図のとおり）	
矢籠沢1	土石流	仙台市青葉区大倉矢籠（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
八幡の1	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区八幡六丁目（次の図のとおり）	
八幡の4	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区八幡六丁目（次の図のとおり）	
矢籠	地すべり	仙台市青葉区大倉矢籠（次の図のとおり）	

鶴ヶ谷の2	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区鶴ヶ谷七丁目、燕沢三丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
北ノ下の沢	土石流	仙台市太白区坪沼北ノ下（次の図のとおり）	
館前西の沢	土石流	仙台市太白区坪沼愛宕山中（次の図のとおり）	
大年寺の沢	土石流	仙台市太白区門前町（次の図のとおり）	
早坂下	地すべり	仙台市泉区北中山二丁目、実沢字広瀬、字山田下河原（次の図のとおり）	
東菖蒲沢	土石流	名取市ゆりが丘二丁目（次の図のとおり）	
諏訪沢	土石流	岩沼市南長谷字諏訪（次の図のとおり）	
愛宕前沢	土石流	巨理郡巨理町字愛宕前（次の図のとおり）	
鹿島沢	土石流	巨理郡巨理町逢隈鹿島字宮前（次の図のとおり）	
小平川	土石流	巨理郡山元町小平字北柳沢（次の図のとおり）	
一本杉沢	土石流	黒川郡大和町吉田一本杉沢（次の図のとおり）	
金取北沢	土石流	黒川郡大和町吉田金取北（次の図のとおり）	
天王寺沢	土石流	大崎市岩出山上野目字下鎌（次の図のとおり）	
山道沢	土石流	大崎市鳴子温泉字新屋敷、字湯元（次の図のとおり）	
成沢	土石流	大崎市鳴子温泉字上鳴子（次の図のとおり）	
水無沢	土石流	大崎市鳴子温泉字古戸前（次の図のとおり）	
花ヶ崎	地すべり	大崎市松山伊場野字花ヶ崎下（次の図のとおり）	
川端	地すべり	大崎市鳴子温泉字川端（次の図のとおり）	
本山・見手の原	地すべり	大崎市鳴子温泉字見手野原、字岩瀨（次の図のとおり）	
荒砥沢	地すべり	大崎市鳴子温泉鬼首字久瀬（次の図のとおり）	

河倉沢	地すべり	大崎市鳴子温泉鬼首字大谷地（次の図のとおり）
平沢の2	急傾斜地の崩壊	加美郡色麻町平沢字山下（次の図のとおり）
平沢	地すべり	加美郡色麻町平沢字山下（次の図のとおり）
高根	地すべり	加美郡色麻町高根字前田、月崎字宿（次の図のとおり）
柳沢1・2	土石流	加美郡加美町柳沢字寺沢（次の図のとおり）
大滝	地すべり	加美郡加美町字鹿原南滝庭、田手沼山（次の図のとおり）
漆沢	地すべり	加美郡加美町字漆沢森下（次の図のとおり）
洞ヶ崎一	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字洞ヶ崎一（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第三百八号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 新中道地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百九号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画下水道

2 名称 石巻市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百十号

石巻市から石巻広域都市計画及び河北都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道

2 名称 石巻市東部流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月二十八日

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道事業

2 名称 仙台市仙塩流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年九月十一日から平成三十年三月三十一日まで

宮城県知事 村 井 嘉 浩

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月二十八日

一 施行者の名称

気仙沼市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画下水道事業

2 名称

気仙沼市公共下水道

三 事業施行期間

「昭和四十八年一月十六日から平成二十九年三月三十一日まで」を「昭和四十八年一月十六日から平成三十三年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月二十八日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業

2 名称

東松島市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成四年三月十三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成四年宮城県告示第三百一号、平成五年宮城県告示第九十六号、平成十年宮城県告示第四百六号、平成十年宮城県告示第四百七号、平成十五年宮城県告示第二百四十九号、平成十五年宮城県告示第二百五十五号、平成二十年宮城県告示第六百八十八号、平成二十五年宮城県告示第四百八十三号、平成二十六年宮城県告示第三百八十八号及び平成二十七年宮城県告示第三百八十六号の事業地のうち、東松島市新東名三丁目、新東名四丁目及び野蒜字北赤崎地内において事業地を変更し、大塚字長石及び野蒜字北赤崎を削る。

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百十四号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	一級建築士、二級建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年三月十七日	渡辺 和助	二級建築士	第七千七百五十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十七日	阿部 儀孝	二級建築士	第八千八百六十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十七日	田村 俊明	二級建築士	第八千八百八十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年三月十日	岩瀨 健治	二級建築士	第四千七百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	關谷 弘	二級建築士	第四千七百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	石井 清定	二級建築士	第四千五百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	伊藤 忠夫	二級建築士	第四千二百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	鈴木 隆	二級建築士	第四千二百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	門脇 治男	二級建築士	第四千二百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	菅井 保一	二級建築士	第四千七百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	佐野 悦男	二級建築士	第三千九百二十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	白井 利光	二級建築士	第三千九百二十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	村上 忠也	二級建築士	第三千八百六十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	平瀬 正士	二級建築士	第三千七百四十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	二階堂 則夫	二級建築士	第三千七百二十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	岡村 靖之	二級建築士	第三千五百九十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	我妻 信一	二級建築士	第三千三百五十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	峯井 金一	二級建築士	第三千二百六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	藤島 寛志	二級建築士	第三千二百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	大友 三雄	二級建築士	第三千六十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	佐々木 輝夫	二級建築士	第九百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	山田 浩資	二級建築士	第九百二十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	菅田 明	二級建築士	第八百九十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

平成二十九年三月十日	大野 徳治	二級建築士	第一万百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	子大泉 キヨ	二級建築士	第九千七百一十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	佐藤 嘉晃	二級建築士	第九千六百五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	佐藤 鷹男	二級建築士	第九千四百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	寿代木 龍	二級建築士	第八千九百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	石堂 紀元	二級建築士	第八千五百七十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	相澤 克己	二級建築士	第八千五百十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	佐藤 昇	二級建築士	第七千六百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	本田 正明	二級建築士	第六千六百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	國吉 俊信	二級建築士	第六千四百七十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	鹿野 八郎	二級建築士	第六千二百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	内藤 圭吾	二級建築士	第六千二百十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	川内 與作	二級建築士	第六千九十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	野澤 壽男	二級建築士	第六千九十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	錦織 俊一	二級建築士	第五千五百十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	中山 清	二級建築士	第五千五百十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	齊藤 圓	二級建築士	第五千四百五十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	高橋 清夫	二級建築士	第五千三百四十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	佐藤 盛男	二級建築士	第五千三百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年三月十日	菅野 容吉	二級建築士	第四千八百六十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第三百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六百六十七条の五第一項の規定により、平成二十九年度に宮城県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次の一のとおり定めた。

なお、資格要件を満たす者で特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとするものは、次の二から八までに定めるところにより申請し、九に定めるところにより承認されなければならない。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1 及び2のいずれにも該当する者であること。

1 次の(一)から(三)までのいずれにも該当する者でないこと。

(一) 施行令第六百六十七条の四の規定に該当する者

(二) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格審査申請書（添付書類を含む。）中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(三) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていない者及び同法第二十七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていない者

2 参加を希望する建設工事（建設業法第二条第一項に規定するものをいう。）の種類に応じた経営事項審査による同法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値が、次の表の基準を満たす者

調達をする建設工事の種類	基 準
土木一式工事 建築一式工事 鋼構造物工事（鋼橋上部工事）	八五〇点以上 九〇〇点以上 一〇〇〇点以上

二 申請に必要な書類

1 建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書

2 添付書類

審査基準日が建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格審査申請書の提出日前一年七月

以内のものうち、直近の総合評定値通知書の写し

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語とする。

四 受付期間

平成二十九年四月三日から平成三十年三月三十一日まで（宮城県の休日を含め、平成元年宮城県条例第十号）第一条第一項に規定する日（以下「休日」という。）を除く。）

五 受付時間

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後五時まで

六 申請用紙（宮城県指定様式）の配布期間

平成二十九年四月三日から平成三十年三月三十一日まで（休日を除く。）

七 申請用紙の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課管理班

八 申請の方法

提出場所に申請書類を持参すること。

九 資格承認

資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者に係る入札への参加資格を承認し、建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格承認者名簿に登録する。

十 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十一 資格承認の有効期間

資格承認日から平成三十年三月三十一日まで

十二 資格の更新手続

平成三十年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

十三 申請に関する問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課管理班（電話〇二二二二二一三三三五）

公 告

○県営伊豆沼2工区地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業）（農地整備事業）（経営体育成

型) 計画の一部を変更するため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の第三項の規定により次の事項を公告する。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

○県営伊豆沼2工区地区土地改良事業農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業(排水対策特別型)計画の一部を変更するため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の第三項の規定により次の事項を公告する。

平成二十九年三月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要

別冊のとおり

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十二号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

東松島市矢本東市民センターの項中「東松島市矢本東市民センター」を「東松島市下町地区学習等供用施設」に、東松島市小分木生活センターの項中「同 市大塩字小分木四一番地」を「同 市大塩字小分木三〇一番地」に、東松島市大塩市民センターの項中「同 市大塩字中沢下二三番地」を「同 市大塩字中沢二六番地」に、東松島市野蒜市民センターの項中「同 市野蒜字亀岡八二番地」を「同 市野蒜ヶ丘一丁目一五番地」に改め、同項の次に次のように加える。  
東松島市矢本東市民センター 同 市小松字下浮足一一五番地  
名籠支館の項及び三浦支館の項を削り、桜渡戸分館の項の次に次のように加える。

松島防災センター	同 郡同	町松島町内一四七番地一
三十刈避難所	同 郡同	町松島字三十刈九番地一
石田沢防災センター	同 郡同	町松島字石田沢一二番地二
長田避難所	同 郡同	町磯崎字長田六八番地四
磯崎避難所	同 郡同	町磯崎字磯崎九三番地一
名籠避難所	同 郡同	町手樽字梅ヶ沢三四番地
三浦避難所	同 郡同	町手樽字才ノ神四三番地四
古浦避難所	同 郡同	町手樽字荒田一七番地二二

正 誤

○宮城県公報第二六五四号(平成二十七年五月一日付け)中

ページ	段	行	正	誤
一一	上	前 一六	同 市泉区泉中央南一五番地	同 市泉区中央南一五番地
一二	上	前 一七	同 市泉区泉中央南一五番地	同 市泉区中央南一五番地